

第五節 安政五ヶ國條約以外の條約締結顛末

日・瑞西條約 安政結約五ヶ國以外に萬延元年（一八六〇—六一年）中幕府は葡萄牙及普魯西との間に修好通商條約を調印した。只後者中には朝廷側の意向に遠慮し開港は神奈川・長崎・箱館の三港に限り、安政諸條約に於けるが如く兵庫・大阪・江戸等に及ばなかつたことは前述の通りである。其後に於ても幕府は安政條約勅許前に拘らず文久三年十二月二十九日（一八六四年二月六日）瑞西國との間に修好通商條約に調印した。右瑞西とは安政六年九月中瑞西國よりの使節ルドルフ・リンドウ Rodolphe Lindau が蘭國商船に便乗來朝し、蘭國領事ファン・ポルスブルックを介し幕府に對し修好通商條約の締結を申出でたのに始まる。當時幕府は止むなく外國奉行堀利熙をして交渉せしめたが公務多忙に藉口して何等回答を與へなかつた。又瑞西代表は幕府が新たに葡萄牙とも條約を締結したことを指摘し何等政治的野心のない小國瑞西國に對しても同様の恩典を許與されたいと要求したのに對しては、葡萄牙は三百年前の舊交あつたが故であると辯じて同使節を退去せしめた。然るに其後米國公使ハリスの周旋により普魯西とも兵庫等開港除外の條件の下に新條約が調印せられるに至つて最早幕府當局も瑞西に對しても拒絶の辭なきに至り更めて條約調印の爲めに使節を派遣する様要求した。文久三年三月十一日瑞西代表エーメ・ウンベル Aime Humbert は長崎經由横濱に到着した。然るに當時國內政局は急轉し、將軍家茂は同年五月十日攘夷實行を奉承せる際であつたから幕府當局は再び條約の締結を拒否せねばならぬ羽目に立つた。此の間にあつて蘭國總領事ポルスブルックは幕府當局の誠意なきを責め斯くては當時横濱鎖港談判の爲め歐洲派遣中の池田筑後守使節一行に對し接待を中止する様本國政府に進言すべしと威嚇した。其の結果前記瑞西特派公使と外國奉行竹本正雅、同菊地隆吉、目付星野千之との間に文久三年十二月二十九日（一八六四年二月六日）日本國瑞西國修好通商條約が調印せられた。

同條約は本條約二十條と貿易章程七則とより成り、全部萬延元年日普條約と同様であるが、本條約中の條數が日普條約よりも減少し居るは瑞西との條約は日普條約第十二條及第十七條に規定する船舶に關する規定を缺いて居る爲めである。又第三條に於ては開港場の名は一切記載せず單に外國交易の爲めに開いた港で瑞西國國民の通商自由を規定するに止まつた。之れ横濱鎖港を希望せられる朝廷側への遠慮と見ることが出来る。本瑞西との條約は慶應元年五月十四日外國奉行星野千之と初代瑞西總領事となつて來朝した前記リンドウとの間に批准書が交換せられた。

白耳義・伊太利・丁抹條約 次いで慶應元年十月五日朝廷より安政諸條約の勅許があつたが右は兵庫開港除外の條件付であつたから、其の後慶應二年六月二十一日（一八六六年八月一日）白耳義國との間に、同年七月十六日（一八六六年八月二十五日）伊太利國との間に、又同年十二月七日（一八六七年一月十二日）丁抹國との間に夫々調印せられた修好通商條約には、第二條に於て前記萬延元年締結日普條約の形式を蹈襲し開港場を長崎・函館・神奈川の三港に限定して居た。以下三國との條約交渉を略述しよう。

日・白條約 安政六年（一八五九年）十一月十九日英國公使オールコックは幕府に對し本國政府の訓令に基き白耳義國との間に修好通商條約締結の希望を申入れた。幕府に於ては當時交渉中の瑞西に對すると同様の理由を以て之を拒絶したが、其後幕府は萬延元年十一月十四日（一八六〇年）普魯西亞との條約に調印したので同年十一月晦日英國公使に對し白耳義國とも普魯西國同様の形式で條約締結に異議なき旨を通告した。右通告に對し白耳義國政府は漸く元治元年（一八六四年）十一月に至りオーギュスト・ト・キント Auguste T. Kint を特派全權公使兼總領事に任じ、同公使は慶應元年（一八六四年）十一月横濱に到着し幕府に對し條約交渉方を申入れた。然るに當時將軍家茂は長州征伐の爲め在坂中であつた爲め交渉開始は遷延したが、同公使は自ら大坂に廻航し將軍の手許に於て直接交渉しようとするの氣勢を示したので在江戸幕府當局も遂に屈し、同年末在坂中の將軍より條約締結差支なしとの指令を得て、

翌慶應二年（一八六六年）正月十一日外國奉行菊地隆吉、同星野千之、目付大久保忠恒を全權に命じ、同六月二十一日同公使との間に芝伊皿子の長應寺に於て日白修好通商及航海條約二十三條、同附屬章程七則に調印した。其の内容は全部萬延元年調印の日普條約と同一である。即ち問題の第三條に於ては開港場として神奈川、箱館、長崎の三港のみを掲げ附屬貿易章程は安政五ヶ國條約附屬のものと同じである。尙日白條約は慶應三年（一八六七年）八月十三日外國奉行石野則常と再來朝せるト・キンント公使との間に批准書交換を了した。

既に幕府は心ならずも安政五ヶ國以外に葡、普、瑞西、白との間に條約を締結し、只是等の諸條約中葡以外のものとは京都朝廷の意向を慮り、開港場中に兵庫・大坂・江戸等を除外した。然るに尙他の國より條約締結の希望を申出づるものあるに付、文久元年（一八六一年）三月二十二日米國公使ハリスを介し伊太利、丁抹、西班牙、墺地利、伯刺西爾の六ヶ國政府に對し人心不安及貿易不習熟の慮を以て暫く條約の締結の希望に應じ難い旨を通告し、爲めに既に遣日使節派遣を企てて居た西班牙の如きも一時其の企圖を放棄するに至つた。

然るにハリスの後任として來朝した米國公使ブリューキン Robert Howson Pruyn は文久三年（一八六三年）二月二十九日幕府に書面を送り幕府が瑞西・白耳義の二國と條約締結を了したことを喜ぶと同時に前任ハリス公使を介し新條約締結の延期を求めた伊太利以下の六ヶ國とも速かに條約締結を許與する様勧告した。

日・伊條約 上記六國中伊太利國は最近墺地利から獨立した新興國であり、又歐洲に於ける有數の養蠶國である關係上日本より優良健全なる蠶卵紙を入手しようとし日本との條約締結方に付頗る熱心であつた。乃ち元治元年（一八六四年）四月十一日駐佛伊太利公使ニガラ Nigra は當時巴里滞在中であつた横濱鎖港談判使節池田長發に對し日本との間に條約關係設置の爲め使節を派遣の意向を申出で、池田使節の之を拒絶したにも拘はらず翌慶應元年に至り海軍中佐ヴィットリオ・アルミニョン Vitarrio F. Arminjon を使節に任じ、日本及支那との條約締結の爲め東亞に派遣した。

した。

同使節は慶應元年九月二十日軍艦レディーナ Regina 號に便乗してナポリ Napoli を出發、十二月二日南米モンテビデオ Montevideo に立寄り、豫て同港に待機して居た軍艦マシエンタ La Magenta 號に移乗し、バクヴィヤ Batavia シンガポール Singapore、西貢等を経由して翌慶應二年（一八六六年）四月下田港に入港し、五月二十七日横濱に到着した。六月一日アルミニョン使節は幕府に對し公文を以て條約締結の爲め來朝した旨を告げ、佛國公使ロツシュの熱心な周旋の結果同年七月十六日に至り同使節と幕府側全權外國奉行柴田剛中、同朝比奈昌宏、目付牛込忠左衛門との間に日伊修好通商條約二十三條、貿易章程六則、附屬約書十一條が調印せられた。右の内本條約と貿易章程は全く前記日普條約と同一であるが、附屬約書十一條は日普條約後調印せられた慶應二年五月十三日江戸改稅約書をも兩國間に效力あらしめる爲め調印したものである。本條約は翌慶應三年九月六日外國奉行石野則常と同國特派全權公使コント・デ・ラ・ツール Conte de la Tour との間に批准書交換が行はれた。

日・丁條約 嚮に萬延元年（一八六〇年）十一月晦日幕府當局から瑞西國に對し條約締結を許可すべしとの通牒に接した和蘭總領事デ・ヴィット De Witt は翌文久元年二月十三日之が承認を幕府に回答する際、別に自分は丁抹國からも修好通商條約締結の全權を委任せられて居るから、幕府に於て速かに談判委員を任命ありたいと要求した。幕府は當時の情勢上丁抹國との間にも新條約締結を好まず、其後四年間條約交渉は放任せられたのであるが、慶應元年十月に至り安政諸條約が勅許せられた後幕府の態度も自然緩和した。其の際慶應元年十二月二十六日英國公使パークスは幕府に一書を呈し、丁抹國の使節近く來朝し條約締結を希望するに付ては其援助方を本國政府より訓令された旨を告げて斡旋するところあり、又翌慶應二年二月十日和蘭總領事ボルスブルック再び幕府に對し、丁抹國との條約締結方を懇請した。次いで和蘭總領事は伊太利との條約締結せられたのを見て、同年七月六日付を以て丁抹國との間にの

み條約を締結しないのは國際信義を蹂躪するものであるとて之を詰問した。遂に幕府も之を承引し、將軍家茂の薨去等により多少時日を延引した後、同年十二月七日丁抹國全權として和蘭總領事ポルスブルツクと本邦側全權柴田剛中、栗本鯤、目付大久保帶力との間に日丁修好通商條約二十三條、貿易章程六則、副條約十一條が調印された。其の内容は全然最近締結せられた日伊條約と同一であり、副條約十一條は日伊條約中の附屬約書に相當するものである。尙本條約は慶應三年九月四日外國奉行石川利政と丁抹國全權たるポルスブルツク和蘭總領事との間に批准交換を了した。**改稅約書準用** 上記の如く慶應二年江戸改稅約書以後に調印せられた日伊、日丁兩條約に於ては改稅約書の規定を別約又は副條約として挿入して居る。然るに夫れ以前に締結せられた江戸改稅約書調印國以外の諸國即ち露、葡、普、瑞西、伊、白六國に對しても右江戸改稅約書の規定を適用せねばならぬ。依て之が爲め葡萄牙とは慶應二年七月二十七日日葡兩國間改稅約書が調印せられ、白耳義とは慶應二年八月二十六日日白修好通商及航海條約附屬約書が調印せられ、瑞西とは慶應三年三月二十二日（一八六七年四月二十六日）日本國瑞西國間改稅約書同意之證が調印せられ、最後に露西亞とは慶應三年十一月二十八日（一八六七年十二月二十三日）日露開新定約書が調印せられた。普魯西亞國へ改稅約書を適用する件は何等條約彙纂中に見えないが、恐らくは間もなく後述獨逸北部聯邦との條約締結せられて居るから其迄の處暫く最惠國條款の適用により改稅約書の規定を普魯西亞にも適用し居たものであらう。斯くて嘉永七年開國より慶應年間に至る迄に於ける條約締結國の總數は米、蘭、露、英、佛、葡、普、瑞西、白、伊、丁の十一ヶ國に上つた。

瑞典・諾威・西班牙・獨逸北部聯邦・奧洪國との條約 明治以後に至つて明治元年九月二十七日（一八六八年十一月十一日）瑞典・諾威國との間に、明治元年九月二十八日（一八六八年十一月十二日）西班牙國との間に、明治二年正月十日（一八六九年二月二十日）獨逸北部聯邦との間に、最後に明治二年九月十四日（一八六九年十月十八日）澳地

利嚙洪・利國との間に修好通商航海條約が調印せられた。是等四ヶ國との條約は明治天皇が慶應三年五月二十四日兵庫等開港をも勅許あらせられた後に調印せられたもので各條約第三條に於て開港場としては神奈川・長崎・箱館・新潟の開港及江戸の開市の外兵庫及大阪の開港をも掲げ、又附屬貿易章程に於ては慶應二年江戸改稅約書によるものをも掲げて居る。又其の内容は治外法權等に對し過去に於ける諸條約中の規定を引用し又其の後に生じた慣例を成文化し外國に有利な様綿密な規定を設けて居る。殊に最後に調印せられた明治二年の日墺條約に於ては右外國に有利な條項を挿入する爲に墺匈國全權の外、獨逸を始め英、佛、米等の諸公使も亦之が條約文の作成に内密參加し、而して日墺條約締結後他の各國は既得自國條約中の最惠國條款の適用により之に均霑するの仕組とした。即ち明治二年締結の日墺通商航海條約は明治三十二年七月十七日陸奧條約改正成るの日迄、本邦が泰西諸國に對し片務的に治外法權の附與及關稅自主權の抛棄を約した基礎的條約と云ふことが出来る。次に是等明治時代に締結した四條約の内容に付き少しく説明を試みよう。

日・瑞諾條約 明治元年九月二十七日神奈川に於て調印の日本國及瑞典那耳回國修好通商及航海條約は明治開國後に於て最初に調印せられた條約なので政府當局は其行文に注意した。先づ

其前文に於て「日本天皇と瑞典那耳回國並にホーテン及びフアンダーレン國の國王 Zijne Majesteit de Teno van Japan, Zijne Majesteit Karel, Koning van Zweden en Noorwegen, der Gothen en Vandalen と兩國の間に懇親の因を結び兩國の臣民に緊要なる和親交易の條約を結ばん事を決し日本天皇は其全權として外國官副知事東久世中將、外國官判事寺島陶藏、同上井關齋右衛門を、瑞典那耳回國王は日本國駐在和蘭國辦理公使ファン・ポルスブルック伯に命じたること」を記し、

次いで條約本文三十ヶ條を規定し、其の中第三條に於て神奈川、長崎、箱館、兵庫、大阪を開港すべき旨を記し

た。其の他注意すべきは第十二條に於て水先案内を雇ふこと自由なるべきを、第十九條に於て附屬輸出入税目は一八七二年（明治五年）七月一日以後修正を許すべきこと但し茶及生糸の税率改正は各國との協定によるべきことを定めた。本條約の三十ヶ條の多きに上つた所以は改稅約書中にある諸規定を本文中に繰入れた爲めである。附屬貿易章程は六則となり居り右附屬税目は江戸改稅約書所定のものである。

日・西條約 明治元年九月二十八日調印日本國西班牙國修好通商航海條約は其前文に於て大日本天皇陛下 *Sa Majesté l'Empereur (Tenno) du Japon* は日本全權として外國官副知事東久世中將、外國官判事寺島陶藏、同上井關齋右衛門を、西國側全權として清國及安南國駐在特命全權公使ドン・ホーセ・ヘリベルリ、ガリシア・デユ・ケヴェンド *Don José Heriberto Garcia de Quevedo* を任命したことを記し、

次いで本文を二十四ヶ條とし右の第三條に於ては日瑞西條約に準じ單に各國人交易の爲に開きたる港及市に於てのみ交易を許し、別に貿易章程の外副規則 *Article additionnel* なるものを定め其の中に江戸改稅約書の規定を雙方遵守すること、又此條約中に載せる神奈川、長崎、箱館の爲め定める規則は近來開港すべき大阪、兵庫にも適用すべきこと、又茶、生糸の關稅に付ては西班牙にも各國と協議すべきもの準用すと定めた。

日・獨逸北部聯邦條約 明治二年正月十日調印の日本國獨逸北部聯邦修好通商條約は先づ其前文に於て日本 天皇陛下 *Seine Majestät der Tenno von Japan* と孝漏生國 皇帝陛下とは獨逸北部聯邦及之と關稅同盟を結べる「バイエルン」等の爲め本條約を調印する爲め日本天皇陛下は議定兼外國官准知事東久世中將、神奈川縣知事兼外國官寺島陶藏、外國官判事井關齋右衛門を孝漏生國皇帝陛下は日本駐劄特命全權公使マックス・アウグスト・フォン・ブランド *Max August Scipio von Brandt* を任命せることを記し、

次いで本文二十三ヶ條を規定し其第三條に於て箱館、兵庫、神奈川、長崎、新潟（竝に佐州夷港） 大阪の港及市並

に東京市街を開くこと及遊歩地域を定め、次に遊歩地域外に出でたる者に對しては初犯百弗、再犯二百五十弗の罰金を課すべきことを定め、其の他第十五條に於て貨幣鑄造所設定のこと、第十七條に於て領事難破船救助の爲め内地に出張し得べきこと、第二十條に於て條約改正期前と雖も他國との交渉纏まるときは右修正に同意すべきことを規定した。

而して附屬交易規則九則を定め其第七則に於て江戸改稅約書の輸入税目を適用すべきを定め其の中に船舶の輸入税をも規定し、第八則に於て江戸改稅約書中の輸出税目を記し、又船舶用米穀物の買入自由を規定し、第九則に於て稅關諸規則は地方官領事と協議の上定むべきを規定した。

日・澳洪條約 明治二年九月十四日調印日本國澳地利洪噠利國修好通商航海條約は全權として日本 天皇陛下 *His Majesty the Emperor of Japan* は澤外務卿（宣嘉）及寺島外務大輔（宗則）を、澳地利 皇帝波希密（ボヘミヤ）等の「キング」兼洪噠利「アボストリック・キング」陛下は海軍少將特命全權公使アンソニー・ベッツ男 *The Real Admiral Baron Anthony Petz* を任命し調印せられたものであるが、本條約は本文二十四條と附屬貿易章程第十一則竝に附屬輸出入協定税目とより成つて居る。本條約は前述の如く日本が各國と結んだ安政諸條約中の外國に有利な諸規定を殆ど全部包含せるものなるに付今其の内容中安政諸條約の規定と異なるところを列舉すれば次の如くである。

(一) 船舶難破し又澳洪國人の人命財産に危害を生ずる場合には澳國領事官は調査の爲め現地に赴き得ること（第二條）

(二) 大阪及新潟（夷港を含む）開港、東京の開市竝に遊歩區域を確定し且長崎の遊歩區域を擴張すること（第三條）

(三) 同一國籍の條約人間は勿論異國籍條約人間裁判事件の管轄權は一切被告所屬領事官に屬するを規定すること

(第五條)

(四) 一開港場より他の開港場へ日本産品を輸出し輸出税を納めたる場合六ヶ月内に他の開港場に右産品が到着する場合には輸出税の還付を受けること、又外國人は輸出禁制品と雖保證金を納付し開港場間で運送をせしめ得ること(第十一條)

(五) 外國船舶は日本産物の開港場間運送を爲し得べきを明確にせること(第十三條)

(六) 密輸出入に關する規定は日本官吏に於て單獨に、其の他貿易に關する一切の規則は日本官吏と外國代表者との協議により制定せらるべきを明かにせること(第十四條)

(七) 日本政府は速に日本貨幣鑄造法に緊要なる改正を爲すを務むべきこと、又外貨及地金銀を有する内外人に對し右鑄造局に於て適當なる鑄造手数料を差引き自由に鑄造を許すこと(第十六條)

(八) 本條約附屬貿易規則及輸出入税關は一ヶ年前の豫告を以て明治五年七月一日に於て再議するを得べく、但し日本より右期限前に於て改訂を希望し而して一切の條約國政府に於て之に同意したる場合には塙國政府に於ても之に同意すること(第二十一條)

斯くて日塙條約は安政日米條約十四ヶ條に對し二十四ヶ條となつた。次に日塙條約附屬貿易章程は安政日米條約七則であつたのを十一則とし、右の中第七則に於ては協定税目に關する規定を、第八則としては慶應二年江戸改稅約誓第三條に規定する外國船舶の購入自由及其の輸入税を規定し、第九則としては在留外國人及外國船乘組員は自用として日本に於て穀物を買入れ得ること及外國人は穀類を開港場間に自由に運送し得ること、但し日本政府は二ヶ月の豫告を以て何時にても之を禁止し得ることを、第十則としては江戸改稅約書附屬規則第三則所載度量衡換算規定を、第十一則に於ては開港場諸規則は今後紛議なき様其の地方官と駐在各國領事との協議により之を定むべきことを規定した。

註一 條約改正關係大日本外交文書第一卷附錄舊條約集參照

第二章 明治開國より岩倉大使歐米派遣に至る時代

第二節 明治開國後岩倉大使歐米派遣前に於ける條約改正

交渉

王政復古と外交踏襲 慶應三年正月九日(一八六七年二月十三日)明治天皇御即位遊され、同年十月十四日には徳川慶喜政權を返上し、十二月十五日王政復古を見るに至つた。既に慶應元年十月五日(一八六五年十一月二十二日)孝明天皇は徳川幕府が締結した安政五ヶ國條約を勅許あらせられたけれども該條約中に規定して居る兵庫開港のみは其の京都に近き理由の下に依然勅許あらせられなかつた。然るに文久二年五月九日(一八六二年六月六日)調印倫敦覺書に於て一八六三年一月一日より兵庫開港期を五ヶ年延期を約して居たが、明治天皇は慶應三年五月四日(一八六七二年六月二十六日)兵庫開港を勅許あらせられたから、愈々同港は倫敦覺書の規定通り一八六八年一月一日(慶應三年十二月七日)より開港せられるに至つた。茲に於て安政諸條約は慶應二年の江戸改稅約書と共に悉く明治天皇の政府により承認せられることとなつたのである。依て翌慶應四年正月五日(一八六八年二月八日)參與外國事務取調掛少將東久世通禧を勅使として兵庫に遣はし當時同港に待機中の佛國公使ロッシェ Léon Roches、英國公使パークス Sir Harry S. Parkes、伊太利公使ラ・トゥール Conte Vittorio Salier De la Tour、普魯西代理公使フォン・ブラ